

## 第一二五回

### 参第四号

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（案）

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の三を削り、第五条の四を第五条の三とする。

第八条第二項を削る。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為について改正後の議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により委員会又は両議院の合同審査会がする告発の議決については、なお従前の例による。

## 理 由

委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可することができるようにするとともに、偽証罪等の告発要件を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。